五　通算事業年度について前号（ハに係る部分を除く。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第三号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額を当初申告交際費等の額とみなす。

第六十二条第一項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第六項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十二条の三第一項及び第九項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第十項中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同条第十二項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十三条第一項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第四項中「第六十五条の七から」を「若しくは第六十五条の七から第六十六条まで」に、「第六十五条の十から」を「、第六十五条の十若しくは第六十六条」に改め、同条第五項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十四条第一項中「代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額」を「取得をした代替資産のその取得に係る部分の金額として政令で定める金額を除く。」に、「次条第九項」を「第三項及び次条第九項」に改め、「割合（」の下に「第三項及び」を加え、「この項及び第八項」を「この条」に改め、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項及び第七項の規定は、」を「第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度開始の日から起算して一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）前の日（同日が当該収用等により当該法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日前である場合には、同日）から当該開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、当該法人は、当該資産を同項の規定に該当する代替資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該資産が減価償却資産であるときにおける当該資産に係る圧縮限度額は、当該資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十四条の二第一項中「又は清算金の額の」を「若しくは清算金の額の」に、「には、当該資産」を「又は当該収用等に係る前条第三項に規定する一年前の日から当該収用等のあつた日を含む事業年度開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同条第二項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第十三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条第十四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同条第十五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第十六項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

第六十五条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第三項中「第六十四条第六項、第七項、第九項及び第十一項並びに前条第十四項及び第十六項」を「第六十四条第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項又は前条第十四項において準用する場合を含む。）並びに第十二項（前条第十六項において準用する場合を含む。）」に、「その」を「その額の」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第四項中「第六十四条第四項及び第五項」を「第六十四条第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十二項中「第六十四条第六項及び第七項」を「第六十四条第七項及び第八項」に改め、同条第十三項中「第六十四条第十一項」を「第六十四条第十二項」に改める。

第六十五条の二第三項第一号中「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第七項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第六十五条の三第一項中「、第六十六条又は第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十二条の四第一項に規定する区域内にあるものが、同条第二項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第六十五条の四第一項中「、第六十六条又は第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二十五号中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、「（前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削る。

第六十五条の五第一項中「、第六十六条又は第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第六十五条の十第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十六条の二を削り、第三章第六節の二中第六十六条の二の二を第六十六条の二とする。

第六十六条の四第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の四の三第十一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の五の二第八項第一号中「第一項の対象支払利子等の額は」を「第一項の対象支払利子等の額は、」を削り、「ものに限るものとし」を「第一項の対象支払利子等の額は」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同条第九項中「係る第一項」を「係る当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る第一項」に、「には」を「には、同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については」に改め、同条第十項中「係る第一項」を「係る当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る第一項」に、「同条第一項」を「同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、同法第百四十二条の四第一項」に改める。

第六十六条の五の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第六十六条の七第二項中「第十七項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第十八項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第四項中「第十七項」を「第十八項」に改める。

第六十六条の九の三第二項中「第十七項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第十八項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第三項中「第十七項」を「第十八項」に改める。